



三宅税理士法人事務所通信

Progress ~ 進歩

一期一会

(広告)
 令和8年2月号
 2026年2月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 鳥越俊佑
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第225号
 発行担当者:山崎 亜紀

早いものであつという間に2月になりました。

今年も1月に経営計画発表会を開催しました。各自、年間目標を設定して毎週進捗状況を確認しています。今年も着実に目標を達成していきたいと思っております。

「年収の壁」という言葉を聞く機会が増えてきました。所得税の年収の壁について議論されていることが多いのですが今月は切り離して考えることのできない「社会保険料の壁」を含めて考えていきたいと思ひます。

今月のテーマ：年収の壁

《年収の壁とは》

「年収の壁」にはいくつかの種類がありますが、基本的には税金や社会保険料が変わってくるボーダーラインを意味します。

社会保険料(厚生年金保険及び健康保険)においては、会社員等の配偶者で一定の収入がない方は、被扶養者(第3号被保険者)として、社会保険料の負担が発生しません。

こうした方が一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。その収入基準(年収換算で約106万円や130万円)がいわゆる「(社会保険の)年収の壁」と呼ばれています。

《年収の壁の種類》

年収の壁は「税機に関わる壁」と「社会保険にかかわる壁」に大別できます。
 2025年12月時点 主な年収の壁一覧

税金の壁	123万円の壁	配偶者控除額が減額される
	150万円の壁	配偶者特別控除が満額は受けられなくなる
	160万円の壁	所得税が課される
	201万円の壁	配偶者特別控除から外れる
社会保険の壁	106万円の壁	勤務先の規模等によって健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生する
	※2026年から段階的に撤廃	
	130万円の壁	国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが発生する

106万円の壁 すべての人に健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生するわけではなく、本人の勤務先の規模や労働時間、賃金など下記の条件を満たす場合に加入義務が定められています。

- ・勤務先の被保険者の総数が常時51人以上
- ・1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・賃金が月額8.8万円以上(残業代は含まない)
- ・継続して2か月を超えて使用される見込み

130万円の壁 年収が130万円を超えると本人の勤務先の要件にかかわらず、社会保険への加入義務が生じます。

ただし、12月31日時点で19歳以上23歳未満で扶養に入っている人の場合は、扶養認定日が2025年10月1日以降であれば150万円を考えます。

なお、2025年6月13日に成立した年金制度改正法により、106万円の壁は撤廃されることになりました。社会保険加入義務が生じる企業規模の要件は、2027年10月から段階的に対象企業を拡大し、10年後に無くなります。また、106万円の壁のもとになる賃金の要件も、法律の公布から3年以内に撤廃するとしています。最終的には1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者のほとんどが、社会保険に加入するようになります。

<Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
 今月の開催日は**2月12日(木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
2月12日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月6日(金)
3月19日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月13日(金)
4月9日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月3日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<2月カレンダー>

10	火	*1月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
13	金	*経営計画書作成セミナー:Vision
28	土	*12月決算法人の確定申告・納付期限
		*6月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の3・9月決算法人)
		*消費税(毎月納付12月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

※2/28が土曜日のため 納付・申告期限は3/2月曜日となります

《年収の壁の注意点》

年収の壁を超えないように収入を調整する時の注意点が、交通費や残業手当・賞与などの取り扱いについてです。

交通費や残業手当などが年収に含まれるかどうかは、それぞれの年収の壁によって異なります。

160万円の壁(税金)

税金に関わる160万円の壁については、非課税の通勤手当(1か月あたり15万円まで)は含まれません。したがって、160万円の壁を考えると、勤務先から支給される交通費を除いた年収が160万円を超えるかどうかを確認するようにしましょう。その際、賞与や残業手当を受け取っている場合は課税の対象となりますので、残業が多い場合など160万円の壁に対してより慎重に判断する必要があります。

106万円の壁(社会保険)

社会保険に関わる106万円の壁についても交通費は含まれません。106万円の壁では「年収が88,000円を超えるかどうか」が1つの判断基準となりますが、この88,000円は基本給や諸手当が対象となっており、交通費や残業手当、賞与などは含まないものとされています。

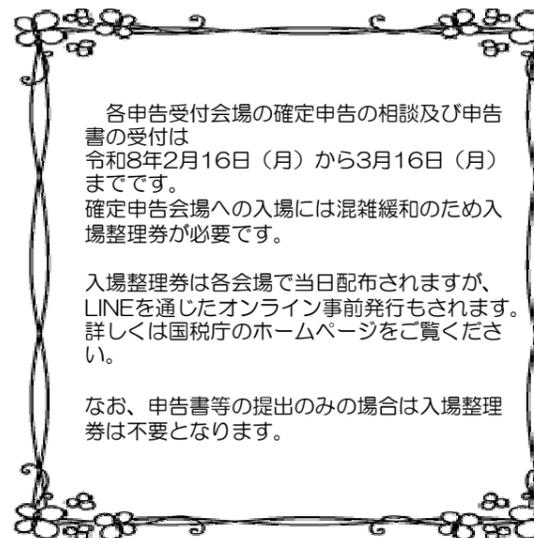
130万円の壁(社会保険)

社会保険に関わる130万円の壁では、交通費を含めて計算します。社会保険料は「標準報酬月額」をもとに算出しますが、この標準報酬月額は交通費も対象とされているからです。そのほか、勤務地手当や残業手当、賞与なども報酬に含まれますので、130万円の壁を計算するときにはこれらの手当ても合算して考えるようにしましょう。

年収の壁は、自分の手取り額だけでなく配偶者の手取り額にも影響するポイントですので、それぞれの壁の仕組みをよく理解しておくことが大切になります。

《令和7年分確定申告における申告会場》

岡山東	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/16
岡山西	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/16
西大寺	西大寺税務署	岡山市東区西大寺中2丁目24番地13号	2/16~3/16
	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	
瀬戸	瀬戸税務署	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	2/16~3/16
	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階)	岡山市北区駅元町14番1号	
児島	児島税務署	倉敷市児島小川5丁目1番66号	2/16~3/16
倉敷	イオンモール倉敷専門店2F	倉敷市水江1番地	2/16~3/16
	イオンホール		
玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	2/16~3/16
津山	津山税務署	津山市田町67番地	2/16~3/16
玉野	玉野税務署	玉野市宇野2丁目4番12号	2/16~3/16
笠岡	笠岡税務署	笠岡市五番町5番48	2/16~3/16
高梁	高梁税務署	高梁市向町13番地	2/16~3/16
新見	新見税務署	新見市新見721番地1号	2/16~3/16
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1	2/16~3/16



各申告受付会場の確定申告の相談及び申告書の受付は
 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までです。
 確定申告会場への入場には混雑緩和のため入場整理券が必要です。

入場整理券は各会場で当日配布されますが、LINEを通じたオンライン事前発行もされます。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

なお、申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要となります。

税目	申告書の受付時期	納付期限	口座振替日
所得税	2月16日(月)~3月16日(月)	3月16日(月)	4月23日(木)
消費税	2月16日(月)~3月31日(火)	3月31日(火)	4月30日(木)
贈与税	2月2日(月)~3月16日(月)	3月16日(月)	

※贈与税は口座振替ができません
 ※所得税の還付申告は1月以降受付開始しています
 ※口座振替は振替手続きをされている方が対象となります

~経営計画発表会を行いました。~

1月16日(金)に経営計画発表会をおこないました。

全員が各個人の目標を作成、発表し今年一年の決意を新たにしました。
 全員で目標を達成できますよう努力してまいります。
 当日の午前中はお休みを頂戴しありがとうございました。

